

京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業
委託仕様書

令和8年2月

京田辺市

京田辺市教育委員会

1 業務名

京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業

2 目的

京田辺市（以下「本市」という。）では、市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、第2次京田辺市地球温暖化対策実行計画に基づいて、令和12年度（2030）における本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を平成25年度（2013）比50%の削減に向けて取り組みを進めている。

京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業（以下「本事業」という。）は、市立小中学校施設、幼稚園施設、保育所施設及び幼保連携型認定こども園施設の照明設備を、省エネルギー化を実現する包括的エネルギーサービス（ESCO（Energy Service Company）事業によりLED化することで、教育・保育環境の改善・向上を図るとともに、二酸化炭素排出量及び電気使用量の削減を図ることを目的とする。

3 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

4 照明器具の数量及び種類

別紙「照明リスト」のとおり

5 事業内容

- (1) 受注者は、優先交渉権者に選定された後、自ら行った提案をもとに事業対象施設の現地調査及び詳細設計を実施する。
- (2) 現地調査及び詳細設計に基づき、施設毎に使用器具、施工内容、施工計画、試験計画、電力使用量・電気使用料金削減量等を記載した実施計画書を作成し、本市の承認を受ける。

なお、電力使用量・電気使用料金削減量の算出方法は、受注者が提案した照明器具の仕様に基づき、机上計算にて算出することとする。

- (3) 令和9年1月31日までに照明器具更新工事を完了する。

6 事業費に含む事項

- (1) 現地調査及び詳細設計の実施
- (2) 実施計画書の作成
- (3) 契約に要する経費（印紙代は、請負者の負担とする。）

- (4) 使用する機器の調達
- (5) 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続き事務
- (6) 工事施工及び施工監理
- (7) 撤去した設備の運搬・廃棄処分
- (8) LED設備の効果検証
- (9) その他本事業の実施に伴う経費

7 機器仕様

- (1) 一般的な事項
 - ① LED照明器具等は、全て未使用品であること。
 - ② LED照明器具等は、ISO14001及びISO9001の認証取得工場で製造された製品であること。
 - ③ 使用するLED照明器具は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表するJIL5004「公共施設用照明器具」を製造している国内メーカーの製品とすること。
 - ④ 本事業における照明器具の更新は、原則器具ごとの交換とするが、特殊寸法など合理的な理由がある場合は、別途協議によりランプでの更新も可とする。
 - ⑤ 原則としてすべての照明器具（ダウンライト、スポットライト、ブラケット等を含む）の更新を行うものとするが、対象施設内の既設照明器具がLED照明器具の場合は、本市と協議の上で本事業の更新対象から除外することができる。
 - ⑥ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具に交換すること。
 - ⑦ メンテナンスを考慮し、原則として同一メーカーで同一機種のLED照明器具を使用すること。なお、同一メーカーが使用を想定している全ての種類の照明器具を製造していない場合は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可とするが、照明器具の種類（LED直管ランプ、ベースライト、ダウンライト、高天井照明）ごとに同一メーカーの製品とすること。
 - ⑧ 照明器具の保証期間は、引き渡しを受けた日から5年間とし、保証期間内について交換費用も受注者において負担すること。
 - ⑨ 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- (2) 器具仕様
 - ① 光源寿命が40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とする。
 - ② 平均照度等の基準は、学校環境衛生基準（平成30年文部科学省告示第60

号)によるものとし、教室等の机上の照度は500LX(ルクス)以上とする。また、原則として既存照明と同等以上の照度を確保すること。なお、別紙「照明リスト」に掲げる照度を確保するよう、適切な照明器具の選定及び配置計画をおこなうこと。

- ③ 光源色は、既設照明器具と同様を基本とする。なお、特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、本市と協議の上で仕様を確定すること。
- ④ LED照明器具更新後にグレア等により使用に支障をきたす場合は、対策を検討し、早急に改善を行うこと。

8 施工

(1) 全体的事項

- ① 事業の実施にあたっては、電気事業法、電気工事士法、建設業法等関係法令を遵守した上で施工を行うこと。また、本使用に定めのない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（各最新版）に準拠すること。
- ② 対象施設で、他の工事業者による別工事がある場合は、当該工事業者との調整に協力すること。
- ③ 令和9年1月31日までに対象施設の照明設備のLED化を完了させ、令和9年3月31日までに本市の完了検査に合格すること。

(2) 施工準備

- ① 現地調査及び詳細設計において、回路調査等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施すること。なお、現地調査の実施に当たっては、事前に市及び施設管理者（小中学校の校長又は教頭、保育所の所長、幼稚園・こども園の園長をいう。以下同じ。）の承諾を得ること。
- ② 作業日程は、土・日曜日、祝日、長期休業期間（夏、冬休み）を基本とし、詳細は施設管理者を交えて協議し、決定する。
- ③ 搬出入経路、車両の駐車スペース、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の必要な場所の確保については、事前に協議の上、決定する。

(3) 施工

- ① 受注者は、作業に当たり、火災、盗難、事故の防止に努め、職員や利用者等、建物、機械設備、車両、備品等について、被害又は損害を与えないように十分留意すること。万一、これらの事案が生じた時は、直ちに消火等の被害拡大防止、救助等の初期対応・応急措置を図り、市及び施設管理者に連絡し、指示を受けること。なお、受注者に起因する物損は、早急に現状復帰・機能回復

をすること。

- ② 受注者は、作業員等の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令を遵守し、作業等にあたること。
- ③ 受注者は、常に資機材、その他の整理整頓を心掛け、作業終了後は速やかに後片付け及び清掃を行うこと。
- ④ 停電等、施設運営上必要な機能を停止する場合は、事前に市及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。また、停電等に伴う届出手続及びその費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 作業計画に従って施工されているか施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに市担当者へ書面報告すること。
- ⑥ 施工のために器具周囲の建築材料を損傷させる場合は、アスベスト含有みなし（レベル3相当）として対応し、受注者負担で行うこと。
- ⑦ 交換作業後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面で報告すること。
- ⑧ 交換後の照度測定は、施設ごとに少なくともフロアごとに普通教室（保育室）1箇所実施し、その結果を書面で報告すること。なお、照度測定に当たっては、計量法による検定に合格した特定計量器を使用することとし、検定に合格していることを証する書類を添付すること。
- ⑨ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等は、関係法令を遵守の上、適切に処分すること。

(4) その他

- ① 受注者は、交換したLED照明器具を市が仮使用することを認めること。
- ② 本仕様書に明記なき事項についても、本事業を履行する上で当然必要と思われるものは本事業に含まれるものとする。
- ③ 保守・運用については本業務の対象外ではあるが、故障・障害時の対応方法や復旧時間を十分に考慮し、サポート体制を執ること。
- ④ 本業務の履行にあたり知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- ⑤ 本業務の対象設備等の種別・数量について本仕様書に記載の内容と現況に相違がある場合は、現況を優先する。この場合において、受注者は速やかに市へ報告する。
- ⑥ 対象施設の敷地及び建物内は全て禁煙とする。

8 瑕疵担保責任

本事業の検査完了後、瑕疵が発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。

9 委託料及び支払い

- (1) 委託料の支払いは、一括による事後払いとする。
- (2) 受注者が実施する業務が仕様を満たしていないことを確認した場合には、委託料を減額する場合がある。また、実施しなかった業務がある場合は、協議の上、委託料の返還を求める場合がある。

10 会議及び協議

- (1) 本業務の実施において、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受注者双方で協議して決定する。
- (2) 受注者は、上記の会議又は協議を行ったときは、結果報告書（議事録）を速やかに作成し、市に提出するものとする。